

令和 6 年度採用生涯学習課事務職員の募集案内

1 応募資格

- (1) 社会教育事業に関心と熱意のある方
- (2) 普通自動車運転免許があり、日常的に運転をしている方
- (3) 簡単なパソコン操作（ワード、エクセル）ができる方

※ 年齢の制限はありません

- (4) その他

特に応募資格には該当しませんが、公民館等社会教育施設に勤務経験がある方、社会教育主事（社会教育士）の資格を有している方は申込書に必ず記載してください。

2 募集人数 1 名

3 募集期間

- (1) 期間 令和 6 年 2 月 1 日(木)から令和 6 年 2 月 13 日(火)まで
- (2) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

＊ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除く。

4 応募方法及び提出先

所定の会計年度任用職員用共通申込書（秦野市のホームページからもダウンロードできます。市販の履歴書不可）に必要事項を記入し、顔写真を貼付したうえ、運転免許証の写し（※表裏両面必要です。）を添え、応募する本人が秦野市役所教育庁舎 1 階生涯学習課に直接持参してください（郵送不可）。

5 選考日時・会場・内容

- (1) 選考日時

次の日程のうち市が指定する日程で受験していただきます。

令和 6 年 2 月 19 日（月）①午前 9 時から正午まで

②午後 1 時から 4 時まで

令和 6 年 2 月 20 日（火）③午後 1 時 30 分から 4 時まで（予備日）

- (2) 会場

秦野市役所教育庁舎 1 階 1 D 会議室

- (3) 内容

面接試験

募集の際に提出いただいた申込書を基に面接を行います。

6 試験の結果

- (1) 試験の結果は、合否に関わらず試験後 7 日以内に文書で通知します。
- (2) 電話等によるお問い合わせは、一切お受けいたしません。

7 合格から任用まで

- (1) 合格者は任用候補者名簿に登載し、必要に応じて任用を決定します。
- (2) 合格者には、3 月中に任用に関する書類のやり取りをいたします。
- (3) 任用は、令和 6 年 4 月 1 日（月）となります。
- (4) 任用候補者名簿は、令和 6 年 4 月 1 日（月）から 1 年を経過すると失効します。

8 任用期間

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
（更新制度あり）
- (2) 任用期間は原則 1 年です。

9 勤務場所

秦野市役所教育庁舎 1 階生涯学習課

10 業務内容

- (1) 生涯学習課は、社会教育法に規定されている事務を実施しています（社会教育法第 5 条）。

主なものとして、市民ニーズを踏まえて、学習機会の提供のための講座開設、家庭教育に関する講座、地域住民等と学校との連携協力の構築などがあります。

業務は、講座等の企画運営及びその補助、市役所内外の連絡事項の調整及びその補助などがあります。

- (2) また、生涯学習課では、社会教育施設のうちの公民館を管轄しています。このため、公民館との連絡調整、施設の管理等の補助などがあります。

11 地方公務員の義務について

事務職員として秦野市職員に任用されると、「地方公務員法」の適用を受けることとなり、仕事を行っていくうえで公務員として服務に関する義務を守るだけでなく、私生活上でも公務員という特殊性から生じる身分上の義務を守るため、次のことを遵守する必要があります。

(1) 職務上の義務

ア 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

職員は、勤務時間中は職務に専念しなければならないものであって、職務上の注意力を職務外のことにそらすことのないようにしなければなりません。

イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

職員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例等に従うとともに、職務の遂行について職員を指揮監督する権限のある上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

(2) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

職員は、全体の奉仕者として、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

イ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

職員が職務上知り得た秘密は、個人的秘密・公的秘密であることを問わず、在職中はもちろん、退職後であっても絶対に他にもらしてはなりません。

秘密をもらしたときは、懲戒処分の対象となり得るほか、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられることとされています。

ウ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）

行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護するため、職員がその地位において政治的動向に影響を与えることがなく、かつ、政治勢力の影響又は干渉を受けることがないようにその政治的行為が一定の範囲内で制限されています。地方公務員法上禁止される政治的行為は以下のとおりです。

(ア) 政党その他の政治的団体の結成等に関連する行為

(イ) 特定の政治目的を有する特定の政治的行為

エ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を尽くすべき責任を有するので、任命権者の許可がなければ、営利企業の役員を兼ねたり、自ら営利企業を営んだり、あるいは報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することが禁止されています。

12 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数

週4日（月16日程度）を予定（土曜日、日曜日及び祝日の勤務は基本ありませんが、事業によっては、勤務する場合があります。）。

(2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までの実働7時間45分です。ただし、調整により午前・午後のみの変則的な勤務となる場合もあります。

13 報酬等

(1) 月額報酬 139,128円（予定）

(2) その他

ア 通勤費支給（限度額あり）

イ 社会保険へ加入します。

ウ 雇用保険へ加入します。

エ 期末手当・勤勉手当（年2回）及び有給休暇・特別休暇制度があります。

（問い合わせ）

秦野市文化スポーツ部生涯学習課生涯学習担当です。
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号（教育庁舎1階）
TEL 0463-84-2792